

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。13番、芳賀 潤君及び1番、菊池忠彦君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月14日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの14日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日までに受理した請願はありません。

なお、陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので御覧願います。

次に、行政報告を行います。

町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

-
-
- 日程第 4 報告第 5 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 6 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 7 号 「第 3 期大槌町地域福祉推進計画」の策定に係る報告について
- 日程第 7 報告第 8 号 「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について
- 日程第 8 報告第 9 号 「大槌町公共施設等総合管理計画」の変更に係る報告について
- 日程第 9 報告第 10 号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 10 議案第 38 号 福幸きらり商店街跡地多目的広場等設置条例の制定について
- 日程第 11 議案第 39 号 大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 40 号 大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 日程第 13 議案第 41 号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 42 号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 43 号 大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 44 号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 45 号 令和 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- 日程第 18 議案第 46 号 令和 4 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 19 議案第 47 号 令和 4 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 20 議案第 48 号 令和 4 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 21 認定第 1 号 令和 3 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 2 認定第 2 号 令和 3 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 3 認定第 3 号 令和 3 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 4 認定第 4 号 令和 3 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 5 認定第 5 号 令和 3 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第 2 6 認定第 6 号 令和 3 年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第 4、報告第 5 号損害賠償額の専決処分の報告についてから日程第 26、認定第 6 号令和 3 年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、23 件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和 4 年 9 月大槌町議会定例会における報告 6 件、議案 11 件、認定 6 件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第 5 号及び第 6 号の専決処分の報告は、公用車の運転による同一の事故に係る専決処分の報告であり、専決処分日が異なることから 2 件の報告となるものです。

報告第 5 号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第 6 号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第 7 号「第 3 期大槌町地域福祉推進計画」の策定に係る報告については、住民一人一人が積極的に地域づくりに関わり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が共同しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として策定したことから報告するものであります。

報告第 8 号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告については、令和 4 年 3 月に修正された岩手県地域防災計画との整合を図ることを目的として修正した「大槌町地域防災計画」について報告するものであります。

報告第 9 号「大槌町公共施設等総合管理計画」の変更に係る報告については、復興事業による公共施設整備の進捗や個別施設計画の策定状況を踏まえ、将来にわたる持続可

能な行政サービスの提供と、将来世代に負担をかけない公共施設を目指すため、本計画を改定したことから報告するものであります。

報告10号健全化判断比率の状況の報告については、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第38号福幸きらり商店街跡地多目的広場等設置条例の制定については、福幸きらり商店街跡地利活用事業検討委員会が示した検討結果報告を踏まえ、短期的な取組を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第39号大槌町斎場建設基金条例を廃止する条例については、斎場建設事業が完了したことから廃止しようとするものであります。

議案第40号大槌町公共施設等総合管理基金条例の制定については、公共施設等の計画的な保全及び更新等に必要な経費の財源に充てるため、制定しようとするものであります。

議案第41号から第44号までは、条例の一部改正となります。

議案第41号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、大槌町議会の議員の議員報酬額は、平成18年に減額して以降改正しておらず、県内の同じ人口規模の町の議員の議員報酬額と比較しても低い状況であることから、大槌町議会の議員の議員報酬を増額しようとするものであります。

議案第42号大槌町手数料条例の一部を改正する条例については、住民票等の各種証明書の多機能端末機による交付を開始することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第43号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例については、現在の計画の名称との整合性を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第44号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例については、印鑑登録証明書の多機能端末機による交付を開始するに当たり、マイナンバーカードによる申請を可能にするため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第45号から議案第48号までは、各会計の補正予算であります。

議案第45号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に16億6,497万2,000円を追加し、歳入歳出総額を108億2,646万3,000円とするものであります。

第2条では、地方債の追加3件、変更1件の補正であります。

議案第46号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、高額療養費、保険者負担金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に3,563万円追加し、歳入歳出総額を15億3,313万5,000円とするものであります。

議案第47号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等、過年度分返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に6,681万円を追加し、歳入歳出総額を16億7,541万8,000円とするものであります。

議案第48号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に49万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億4,115万9,000円とするものであります。

認定第1号から認定第6号までについては、各会計の決算の認定であります。

令和3年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開き願います。

認定第1号令和3年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額142億3,554万7,000円に対し、収入済額134億3,813万8,882円、支出済額124億9,293万720円であります。歳入歳出差引額は9億4,520万8,162円で、繰越明許等に充当する財源1億3,437万9,000円を差し引いた実質収支額は8億1,082万9,162円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額17億5,883万円に対し、収入済額17億1,264万1,819円、支出済額16億1,690万8,945円であります。歳入歳出差引額は9,573万2,874円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第3号令和3年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額16億3,877万6,000円に対し、収入済額15億4,880万566円、支出済額14億8,160万9,682円あります。歳入歳出差引額は6,719万884円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第4号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億3,144万円に対し、収入済額1億2,692万4,506円、支出済額1億2,643万1,937円あります。歳入歳出差引額は49万2,569円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額177億6,459万3,000円に対し、収入済額168億2,650万5,773円、支出済額157億1,788万1,284円であります。歳入歳出差引額は11億862万4,489円であり、翌年度へ繰越すべき財源1億3,437万9,000円を差し引いた4会計合計の実質収支額は9億7,424万5,489円であります。

次に、認定第5号令和3年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町水道事業会計決算書、1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出における収入については、決算額3億4,686万8,482円であります。支出については、決算額3億460万5,446円であります。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出における収入については、決算額7,389万6,358円であります。支出については、決算額1億7,610万4,306円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億220万7,948円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額当年度分損益勘定留保資金から補填しております。

次に、認定第6号令和3年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町下水道会計決算書、1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出、収入です。第1款公共下水道事業収益については、決算額7億3,740万9,156円であります。第2款漁業集落排水処理事業収益については、決算額2億426万546円あります。

次ページをお開きください。

支出についてです。

第1款公共下水道事業費用については、決算額7億2,461万5,955円あります。

第2款漁業集落排水処理事業費用については、決算額1億9,446万2,549円あります。

3ページをお開き願います。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入については、決算額3億1,854万4,231円あります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的収入については、決算額1億2,400万3,152円あります。

4ページをお願いいたします。

支出についてです。

第1款公共下水道事業資本的支出については、決算額4億1,025万6,307円あります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的支出については、決算額7,296万4,926円でありま
す。なお、公共下水道事業資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,171万2,076円は、
当年度分損益勘定留保資金で全額補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われ
ますが、限られた日程であり、スムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料
を事前に当局にお願ひすることが議会運営委員会において調整されておりますので、皆
様からの資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議ありませんのでそのようにいたします。

それでは、5日月曜日午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日2日から5日までは議案思考のため休会とし、6日火曜日は午前10時より再開い
たします。

本日は御苦勞さまでございました。

散 会 午前10時45分